

西東京市立中学校における
給食の調理方式についての答申

平成 29 年 8 月

西東京市立学校給食運営審議会

目 次

第1	はじめに	3
第2	答申内容	3
第3	審議の経過	5
第4	まとめ	6
◎	委員名簿	7

第1 はじめに

西東京市の中学校完全給食は、平成23年5月を初年度とし、二期にわたって実施されてきた。現在は市内9校すべてで、小学校で調理した給食を中学に運ぶ「親子方式」により6年が経過した。この間、平成24年と平成27年には、当審議会が「親子方式」の各校での状況を検証し、その結果から西東京市の中学校完全給食は順調に推移しているものと分析した。その上で、教育委員会に対して「今後もより円滑な親子給食のために努力することを願う」という意見具申のまとめを行っている。

一方で、(仮称)第10中学校の建設計画の中に、建替え中の中原小学校の仮校舎使用が決定したため、仮校舎使用後に入校するひばりが丘中学校の給食室の位置付けが課題となった。この状況を受け、平成28年5月に当審議会は「給食室を校舎内に設置し、中原小学校の移転後もひばりが丘中学校を自校式とすることが妥当」との意見を具申し、これを受けた教育委員会は、『特例』として「自校式」を認めた。また、同意見書には「今回の意見が特殊事情を踏まえたことを鑑み、今後の中学校給食のあり方については、なお、議論を要する」としていたため、「親子方式」と「自校式」が混在することになる中学校給食のあり方や課題について、昨年11月に教育委員会より諮問を受けた。

過去の中学校の給食に関する答申や報告書は、西東京市に相応しい調理方式を「自校・センター・親子・弁当外注方式」からの絞込み、或いは「親子方式」の検証ということで、完全給食をどのように開始・継続させるか、という内容であった。

このような現況の中、今回の答申文の策定に向けた意見調整の前提としては、過去の当審議会においても、調理方式の理想は「自校式」としながらも、市財政や現行中学校校舎への給食室の設置が困難な点などから、「親子方式」を選択している点は、踏まえるべき条件とした。その上で、将来の中学校給食、或いは、市立小中学校の調理方式のどこに、どのような課題が起こり得るのかを審議した。

第2 答申内容

(仮称)第10中学校での特例を除き、「親子方式」は、長い将来にわたっても継続が可能であるのか、或いは継続する場合の必要な手立て等に関して、現状で考えられる課題を整理した。

1 「親子方式」を継続する場合の留意点

(1) 校舎を改修する場合

校舎の改修工事は財政状況や必要度等を勘案し、順次、計画的に実施されてきたが、その代表的な手法としては、①大規模改修工事、②長寿命化改修工事、③建替工事、があげられている。

この内③の建替工事が決定した場合のみ、「親子方式」の継続の検討が必要になる。親校側の校舎が、全面建替えと決まったときには、その基本計画を策定するに当たって、

当該校間での調理方式(「親子方式」継続が可能か)に関して、行政による財源を含む視点での協議、及び当審議会での審議が必要である。

または、子校側の校舎が全面建替えとなったときにも、中学校の給食室設置についての検証が必要となる。

(2) 親子関係の見直しが必要となる場合

①児童・生徒数推計が要因の場合

向こう10年程度の児童・生徒数推計から親子給食実施校の急激なクラス増が予想され、それに応じた給食室の増築・調理器具増設等が不可能なときには、別の親校の検討を含め、何らかの対応を考えなくてはならない。

児童・生徒数の増減には、早期に、的確に対処することが大切になるため、児童・生徒数の将来推計値には常に注視し、校舎の改修計画等にも反映が必要である。

なお、親校側の施設拡張が可能で、親子関係の継続が可能な場合においても、いずれ減員に転じ、拡張した施設・設備が不要になってしまうリスクには、十分注意すべきであろう。

②その他の特殊な事情が要因の場合

「親子方式」は、車両での給食配送が必須であり、ここに何らかの支障が生じる場合には当該校間の調理方式の再考が必要になる。例えば、交通規制の変化で定時での配送が困難になった場合などが考えられる。

こうした想定外の事態や新たな課題に対しては、その都度、行政の早急で的確な判断を行う必要がある。

(3) よりよい給食実施に向けて

①衛生環境の確保

大量調理場である給食室の衛生管理は教育委員会の責務であり、親子給食を実施する学校のみならず、単独調理校を含めた全ての学校への課題と言える。校舎の改修計画の中に給食室が含まれている場合には、「学校給食衛生管理基準(文科省)」「大量調理施設衛生管理マニュアル(厚労省)」の規定に準拠した給食室の運営、施設設備に向けた計画策定に努めることが望ましい。

②アレルギー対応に関して

食物アレルギーを有する児童・生徒にも、給食を提供することは食育の観点からも重要な課題である。そのためにも安全性を最優先し、施設設備、人員等の能力を超える対応を行わないことが不可避であり、現状のアレルギー除去食対応が、小学校のみで行われている理由にもなっている。

その上で、今後のアレルギー対応の充実に向けては、事故防止のための研究を怠らず実施し、あわせて校舎の改修計画の中に給食室が含まれている場合には、「学校給食における食物アレルギー対応指針(文科省)」に基づく、対応に努めることが望ましい。

③配送時間と事故防止

配送時間の短縮は、衛生上の必須事項であり、「学校給食衛生管理基準(文科省)」

には、調理後2時間以内に喫食するための必要台数を確保するよう求めている。万が一、親子関係を見直す機会が生じた場合にも、親校の選定基準は、両校の食数、道路事情、距離(時間)などとなる。他にも、どんな天候下でも時間までに届けなければならないのが学校給食であることなどを考慮すべきである。

また、中学校給食開始以来6年間は配送中の交通事故は起きていないが、万が一に備えた危機管理対応を考えておくことが必要である。

2 調理方式の比較、実働でのデータ収集に関する課題

過去の当審議会においても、調理方式の選択に際しては他区市での状況等を参考に比較した訳で、実際の市立中学での「自校式」と「親子方式」をさまざまに比較したデータは存在しなかった。しかし、平成33年度からの(仮称)第10中学校の「自校式」給食は決定しているため、今後は、実際のデータ収集が可能となるので、それらを基にした検証を行いたい。

そこで、(仮称)第10中学校での「自校式」の開始までに、実働後の一定の期間の中で何を調べて、どのような記録をとればよいのか。双方の差を正確に理解し、真に「自校式」でなければできないことと、「親子方式」でも工夫次第で近づけることはないのか、その準備と対策を考えねばならない。

第3 審議の経過

平成28年11月28日付で「西東京市立中学校における給食の調理方式について(諮問)」を受け、計5回の審議会を開催し、答申書の策定を行った。

回	開催日	審議内容
4	平成28年11月28日(月)	①諮問事項 ②答申までの審議予定 ③中学校給食の調理方式について
5	平成29年1月23日(月)	学識経験委員、施設担当職員からの説明を受け、課題の整理を行った。 ①中学校給食について ・給食室の衛生管理に伴う「ドライシステム」について ・学校施設の更新と給食室の関係
6	平成29年2月17日(金)	将来の課題になり得る事項に対し、意見集約を行った。 ①中学校給食について ・校舎の更新が課題となる場合 ・急激なクラス増等が課題となる場合 ・予測し得ない課題

7	平成 29 年 5 月 22 日(月)	答申文策定のための意見集約を行った。 ①中学校給食について ・学校の建替え計画との兼ね合いに関して ・親子方式を継続していくための方策等 ・児童の増減等への対処 ・自校式と親子方式の比較に関して
8	平成 29 年 6 月 29 日(木)	答申文策定のための意見集約を行った。 ①中学校給食について ②答申文の調製

※ 会議の回数表示は、2年任期である審議会の通算回数を示している。

第4 まとめ

答申のまとめに当たり、平成 27 年 8 月の意見具申以降の 2 年間ににおいても、変わらず、順調に中学校給食が推移していることを報告したい。

また、同意見書には「関係者がそれぞれの立場で課題解決を図り、より円滑な親子給食のために努力すること。」と結んでいる。これを受け教育委員会は、完全給食実施のために投資した施設設備を有効に活用するための予算措置等に努め、学校現場では、生徒の心身の成長に役立つ給食の提供のため、関係者が一致協力してきたことを高く評価したい。

その上で今回の答申は、「親子方式」の変更を求めるものではなく、あくまでも老朽化等を理由にした小中学校校舎の改修時に、その手法に相応しい給食室の施設整備が必要になるのではないかと考え、そのための課題を整理した。

また、校舎の改修時ばかりでなく、将来のクラス数の増減等により、親子関係の変更の必要性を議論することになった場合の課題も整理した。

さらには、今後「親子方式」を継続する上での留意点や守られるべき課題、或いは歴代の当審議会が理想と掲げている「自校式」のデータを集積・分析することにも触れている。

学校給食の継続には、児童・生徒の食育、健康増進、食の安全性の確保が大切であり、効果的に予算を確保し、充実した給食に向けての努力が望まれる。

また、中学校での、より良い完全給食のためのハード面やソフト面での対応策についての議論を継続的に行うことが求められる。

西東京市立学校給食運営審議会委員名簿

◇任期 平成 27 年 9 月 1 日～平成 29 年 8 月 31 日

	区 分	氏 名	備 考
委 嘱 委 員	児童・生徒の 保護者の代表	中 林 久 恵	
		金 木 千夏子	
		後 藤 紀 行	
		山 崎 耐 忍	
		小 島 万 里	
		川 添 美沙子	
		横 田 智 子	
		石 川 久 美	
	学 識 経 験 者	◎有 澤 多津子	
		新 出 真 理	
任 命 委 員	校 長 の 代 表	○中 村 明 子	～28. 3. 31
		○中 村 千佳子	28. 4. 1～
	副 校 長 の 代 表	松 村 一 人	～29. 3. 31
		加登谷 博 之	29. 4. 1～
	給 食 主 任 の 代 表	小 林 む つ み	
		田 中 裕 美	～29. 3. 31
		奥 田 恭 子	29. 4. 1～
	栄 養 士 の 代 表	佐 藤 栄 子	
横 張 泉			

◎会 長

○副会長